

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて

令和5年11月20日

5 葛総契第 574 号総務部長決裁

第一 債権譲渡の承諾に係る方針

1 目的

地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）は、平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号通達（以下「基本通達」という。）に基づき、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、中小・中堅元請建設業者の資金調達の円滑化を図り、更に工事の適正な履行の確保に寄与することを目的とする融資制度である。

この融資制度を受け、葛飾区（以下「区」という。）と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結する中小・中堅元請建設業者は、本融資制度を利用して完成工事部分については組合等から転貸融資を、未完成工事部分については金融機関から融資を受けるため、施工中の工事に係る債権譲渡申請を区に対して行った場合に、区が工事請負契約約款第4条第1項ただし書の規定に基づく工事請負代金債権の譲渡の承諾に係る方針を以下のとおり定める。

なお、承諾に係る具体的な手続については、第二に定める。

2 用語の定義

(1) 組合等

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）、特例民法法人である建設業者団体又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

(2) 中小・中堅元請建設業者の範囲

原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者で、区と請負契約を締結した施工中の工事について組合等から転貸融資を認められる者（倒産等の場合を除く。）

なお、建設共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、構成員

全員が中小・中堅元請建設業者であること。

(3) 契約書

区と中小・中堅元請建設業者が締結した工事請負契約書

(4) 工事請負代金債権

区と中小・中堅元請建設業者が締結した請負契約に基づき、工事完成後に区が中小・中堅元請建設業者に支払う予定の工事請負代金

(5) 倒産等

以下のいずれかに該当した場合とする。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項の規定により破産
手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定によ
り更生手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定によ
り再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条第 1 項の規定により特
別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

3 対象工事

区が融資制度に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当する工事とする。

(1) 対象工事の進捗率が全体の 2 分の 1 以上であること。

(2) 債権譲渡の承諾申請時の年度内に完了することが見込まれる工事、
あるいは、債務負担行為に係る工事又は繰り越される工事で、債権譲
渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が 1 年
未満である工事

(3) 以下に掲げる事項に該当しないこと。

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで
2 週間に満たない場合

イ 中小・中堅元請建設業者が工事請負契約約款第 44 条各号又は第 44
条の 2 各号のいずれかに該当するため、債権譲渡を認めることが不
適当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合

エ 履行保証を付したもののうち、区が役務的保証を必要とする場合

オ 低入札価格調査制度実施要綱（平成 14 年 9 月 30 日 14 葛総経第
211 号）に基づく低入札価格調査の結果落札した者と契約締結した
場合

カ 中小・中堅元請建設業者の施工能力に疑義が生じているなど債権

譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある場合

4 譲渡の対象となる工事請負代金債権の範囲

譲渡の対象となる工事請負代金債権は、2の(4)に示すとおり、工事が完成した場合において、区が中小・中堅元請建設業者に支払う予定の工事請負契約約款第30条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた部分に相応する工事請負代金から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

5 債権譲渡人及び債権譲受人

工事請負代金債権の譲渡人は融資制度を利用しようとする中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人は融資制度を行うために振興基金から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた組合等（以下「債権譲受人」という。）とする。

6 支払計画等の提出について

債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとなっている。

また、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）においては債権譲受人から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとなっている。

7 譲渡することができる工事請負代金債権の担保の範囲

融資制度において譲渡することができる工事請負代金債権は、次に掲げるものに対して担保するものであり、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (1) 債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事に係る貸付金
- (2) 保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

8 当該請負契約の内容について変更が生じた場合の取扱い

債権譲渡承諾後に当該請負契約の内容について変更が生じ、請負代金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額に、契約変更により加え又は減じた後の額とする。

9 当該請負契約が解除された場合の取扱い

工事請負契約約款第44条、第44条の2、第45条、第46条、第46条の2及び第47条の2の規定により、請負契約が工事完成前に解除された場合の工事請負代金債権の金額は、工事請負契約約款第47条第1項の既済部分の検査に合格し、引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額か

ら、既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人は、当該請負契約に基づき区が行う既済部分（出来高）の査定の結果については、異議申し立てをすることはできない。

第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続等

- 1 債権譲渡の承諾申請 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、以下のとおり申請書類を提出する。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人は、融資制度に係る書類の提出、受理又は工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は建設工事等競争入札参加資格審査を経て東京電子自治体共同運営電子調達サービスが発行する受付票（以下「受付票」という。）を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

- (1) 提出する申請書類は次のとおりとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（区様式1） 3通

イ 締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

※ 様式は、平成20年10月17日付国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通達（以下「官房課長通達」という。）に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

ウ 工事履行報告書 1通

※ 様式は、官房課長通達に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

なお、申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

エ 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書各1通

オ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの1通

※ 約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。

カ 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通

キ 債権譲渡通知書 1通

※ 様式は、基本通達に定める様式3を準用（承諾日は記載不要）することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

ク 受付票の写し 1通（※契約締結後に債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用印等の変更があった場合に提出するものとする。）

(2) 申請書類の提出先は、葛飾区総務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）とし、申請書類の提出方法は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して契約管財課に持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（区様式2）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

なお、3による債権譲渡承諾書（区様式1）又は4による債権譲渡不承諾通知書（区様式3）の交付に際し、債権譲渡人と債権譲受人のいずれかが単独で受領する場合についても委任状（区様式2）を提出すること。

(3) 申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の2週間前までとする。

2 申請内容の確認

債権譲渡の承諾申請に係る申請書類を受理した契約管財課は、以下の点について確認する。

(1) 第一の3に定める対象工事であること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書（区様式1）

ア 同じものが3通提出されていること。

イ 本取扱いに定める区様式1を使用しており、定められた必要事項の全てが記載されていること。（基本通達及び官房課長通達に定める様式では不可）

ウ 次の内容が契約書と一致していること。

(ア) 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負代金額

(イ) 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名 等

エ 債権譲渡人が使用した印が、契約書に押印したものと同一であること。

なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。

オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名と一致していること。

カ 支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、

債権譲渡額（申請時点）が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

キ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること。また、J Vの代表者が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。

なお、この場合において、J Vの構成員の押印は不要である。

また、復代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と一致していること（※J Vの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、J V構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。）。

(3) 締結済の債権譲渡契約証書の写し

ア 次の内容が契約書等と一致していること。

工事名、工事場所、契約日、工期、請負代金額、既受領金額、債権譲渡額

イ 債権譲渡契約証書の債権譲渡人及び債権譲受人の記載は、それぞれ印鑑証明書により記載内容と実印を確認すること。

ウ J V案件の場合は、J Vの名称、J Vの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJ V協定書と一致していること。また、押印した印がJ V協定書に押印したものと同一であること（※J Vの構成員全員が債権譲渡に同意していることを確認すること。）。

(4) 工事履行報告書

工事履行報告書中、実施工程により、本件工事の進捗状況が全体の2分の1以上であることを確認すること。

(5) 印鑑証明書（原本）

発行日から3か月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

(6) 履行保証人の承諾書の写し

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること（役務的保証特約付ではない。）。

イ 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(7) 債務保証承諾書（根保証用）

振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保

証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。

(8) 債権譲渡通知書

債権譲渡通知書が提出されており、債権譲受人の振込口座など必要事項が適正に記載されていること。また、債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書記載のものと同じしており、債権譲渡人が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。ただし、JV案件については、債権譲渡人としてJV代表者のみの記載で足りるものとする。

なお、債権譲渡承諾月日は記載しないものとする。

(9) その他申請内容の確認における留意事項

次に掲げる事由が明らかな場合は、当該債権譲渡の承諾申請に係る申請書類を受理した契約管財課において、債権譲渡の不承諾の判断を行うものとする。

ア 上記(4)の確認において、本件工事の進捗状況が明らかに全体の2分の1に満たないと認められる場合

イ 債権譲渡の承諾申請があった時点において確実に年度内に工事が完了するとの判断ができない工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越される工事で、債権譲渡の承諾申請があった時点において確実に次年度に工事が完了し、かつ残工期が1年未満であるとの判断ができない工事

3 債権譲渡の承諾手続

契約管財課が、当該債権譲渡の承諾申請の内容を確認した後の承諾手続は以下のとおりとする。

- (1) 速やかに債権譲渡の承諾をするための決裁手続を行う。
- (2) 決裁手続終了後、債権譲渡承諾書（区様式1）3通に発注者印及び確定日付印を押印の後、債権譲渡承諾書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。その際、債権譲渡整理簿（様式5）に必要事項を記載し、保管するものとする。
- (3) 残りの債権譲渡承諾書及びその他の書類等については、契約締結伺の綴りに添付し、契約管財課において保管する。
- (4) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後おおむね2週間以内に遅滞なく行うものとする。

4 債権譲渡の不承諾

契約管財課が当該債権譲渡の承諾申請受理後に、債権譲渡人が工事請負契約約款第44条各号又は第44条の2各号のいずれかに該当することが判明したなど、申請内容に変更が生じたことにより、2の要件を満たさないものと確認した後の不承諾の手続は、以下のとおりとする。

- (1) 速やかに債権譲渡の不承諾をするための決裁手続を行う。

- なお、債権譲渡不承諾通知書には必ず不承諾とする理由を記入する。
- (2) 決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書（区様式3）3通に発注者印を押印の後、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。
 - (3) 残りの債権譲渡不承諾通知書については、契約締結伺の綴りに添付し、契約管財課において保管する。

5 出来高の確認

- (1) 債権譲受人は、融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行う際には、譲受する工事請負代金債権の担保のために工事の出来高を査定することとなっている。
- (2) 債権譲受人は、出来高の査定のために現場確認の必要がある場合には、区に対し工事出来高確認協力依頼書（区様式4）を提出するものとする。

なお、書類の提出先は、工事主管課とし、提出方法は持参又は郵送の方法によるものとする。

- (3) 債権譲受人から工事出来高確認協力依頼書の提出を受けた工事主管課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。
- (4) 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

6 融資実行の報告等

- (1) 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後1週間以内に連署の融資実行報告書（官房課長通達に定める様式5を準用）を契約管財課に持参又は郵送の方法で提出するものとする。
- (2) 契約管財課は、融資実行報告書に記載されている債権譲渡人と債権譲受人が債権譲渡承諾依頼書と一致することを確認のうえ受理し、工事主管課に送付する。また、債権譲渡人の印と契約書の押印が同一であるか確認する。
- (3) 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、基本通達記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを契約管財課に持参又は郵送の方法で提出するものとする。

7 請負代金等の請求

- (1) 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金又は部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は区に対し一切の請求をする

ことができない。

- (2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときは、工事請負代金請求書を工事主管課に提出するものとする。

なお、工事請負代金請求書の様式は、基本通達に定める様式7を準用することとし、国土交通省において様式が改正された場合は、改正後の様式に基づくものとする。

- (3) 工事主管課は、工事請負代金債権の金額を確認の上、債権譲渡通知書に基づき譲渡された工事請負代金債権の支払先を、請負代金等の支払手続の際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

8 契約変更の場合の取扱い

- (1) 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により請負契約の契約金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（区様式5）を作成の上、契約管財課に持参又は郵送の方法で提出するものとする。

- (3) 工事代金債権計算書（契約変更用）の提出を受けた契約管財課は、計算書の内容を、契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更の際に区に提出した承諾書により確認する。また、債権譲渡人の印と契約書の押印が同一であるか確認し、記載に誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

9 契約解除の場合の取扱い

- (1) 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約解除された場合は、契約管財課は第一の9により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- (2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（区様式6）を作成の上、契約管財課に持参するものとし、郵送等による提出は認めない。この場合、債権譲渡人が倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

- (3) 工事代金債権計算書（契約解除用）の提出を受けた契約管財課は、計算書の内容を、契約書、債権譲渡承諾依頼書等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。

- (4) 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した契約管財課は、債権

譲渡承諾書と共に契約締結伺の綴りに添付し、保管する。

10 不正行為への措置

融資制度に関し債権譲渡人や債権譲受人から区に提出された書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約管財課は、融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金等にその事実を通報する。

11 指名選定等における留意事項

融資制度は健全な中小・中堅元請建設業者が積極的に活用すべきものであるため、中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を申請したことをもって、希望制指名競争入札における指名選定等において不利益な取扱いを受けないものとする。

12 その他様式類等

融資制度を実施するに当たって必要な組合等における様式類等で本取扱いに定めのないもの（組合等の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書等）は、融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

また、同じく組合等における取扱いについては、当該組合等が、当該組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続を経て定めることとする。

13 委任

この取扱いに定めるもののほか、債権譲渡の承諾及び支払いに関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則（令和5年11月20日5葛総契第574号）

この取扱いは、令和5年11月20日から施行することとし、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

葛飾区契約担当者 殿

(譲渡人) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(譲受人) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者) 職・氏名

電話

債権譲渡人（以下「譲渡人」という。）が葛飾区（以下「区」という。）に対して有する工事請負契約書（区と譲渡人との間で締結された 年 月 日付け工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号。以下「国土交通省通達」という。）に基づく、「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「譲受人」という。）と締結した 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約約款第4条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第42条に規定する「契約不適合責任」は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事請負契約約款第30条第2項の検査に合格し引渡した部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約（以下「請負契約」という。）により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第47条第1項の既済部分の検査に合格し引渡した部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

(1) 工 事 件 名 _____

(2) 工 事 場 所 _____

(3) 契 約 締 結 日 _____ 年 月 日

(4) 工 期 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

(5) 請 負 代 金 額 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)

(6) 支 払 済 前 払 金 額 金 _____ 円

(7) 支 払 済 中 間 前 払 金 額

及び部分払金額 金 _____ 円

(8) 債 権 譲 渡 額 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在見込額)

(8) = (5) - (6) - (7)

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は、契約変更後の金額とします。

この場合、譲渡人及び譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

(表)

- 2 上記譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の工事請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 譲渡人倒産等時の下請企業等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行い、また、保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行い、区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 譲受人においては、国土交通省通達等の融資制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、譲渡人の下請企業等に対する適切な支払の確保を図るものとします。
- 6 融資制度の手續に関し必要な既済部分の確認は、譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 譲渡人及び譲受人は、請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、譲渡人及び譲受人は、融資制度に係る国土交通省通達等及び「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」並びに工事請負契約約款の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する譲受人の連絡先及び担当者

- (1) 所 属 _____
- (2) 職・氏名 _____
- (3) 電話番号 _____

葛総契第 号
年 月 日

(譲渡人) 御中

(譲受人) 御中

債 権 譲 渡 承 諾 書

上記の工事請負代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第4条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、工事請負契約約款第42条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

発注者 _____ 印

確定日付印欄	
--------	--

委 任 状

年 月 日

葛飾区契約担当者 殿

所在地
会社名
代表者名

1 工事名

2 請負代金額

私は、住所

氏名

を代理人と定め、次の(1)から(3)に関する権限を委任します。

- (1) 上記工事の地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限
- (2) 上記工事の地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾書の受領に関する権限
- (3) 上記工事の地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡不承諾通知書の受領に関する権限

- ※ 譲渡人が委任者の場合、印は使用印も可とする。
- ※ 譲渡人がJVの場合は、代表構成員の名義で行うものとする。

葛総契第 号
年 月 日

債権譲渡不承諾通知書

(譲渡人) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

様

(譲受人) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

様

葛飾区契約担当者

年 月 日付けで提出のありました工事請負契約に係る債権譲渡承諾依頼書について、下記のとおり不承諾といたします。

記

- 1 工事件名
- 2 契約締結日
- 3 請負代金額
- 4 不承諾理由

工事代金債権計算書 (契約変更用)

年 月 日

葛飾区契約担当者 殿

(譲渡人) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(譲受人) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

(担当者) 職・氏名

電話

年 月 日付け第 号により協議を受け、承諾した下記工事の
契約変更により、工事請負代金債権が変更されたので提出します。

記

1 工 事 件 名

2 契 約 締 結 日

_____ 年 月 日

3 債 権 譲 渡 承 諾 日

_____ 年 月 日

4 契 約 変 更 承 諾 日

_____ 年 月 日

5 工 事 請 負 代 金 債 権

(1) 請負代金額 (変更前) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)

(2) 支払済前払金額 (債権譲渡人) 金 _____ 円

(3) 支払済中間前払金及び部分払額 (債権譲渡人) 金 _____ 円

(4) 債権譲渡額 (変更前) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在見込額)

(5) 契約変更額 (変更日 年 月 日) 金 _____ 円

(6) 契約金額 (変更後) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)

(7) 債権譲渡額 (変更後) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在見込額)

工事代金債権計算書 (契約解除用)

年 月 日

葛飾区契約担当者 殿

(譲渡人) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(譲受人) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

(担当者) 職・氏名

電話

年 月 日付け第 号に基づく契約解除により、工事請負代金債権が変更されたので提出します。

記

1 工 事 件 名

2 契 約 締 結 日

_____ 年 月 日

3 債 権 譲 渡 承 諾 日

_____ 年 月 日

4 契 約 変 更 承 諾 日

_____ 年 月 日

5 工 事 請 負 代 金 債 権

- | | | | |
|----------------------------|---|-------|---|
| (1) 契約金額 (契約解除日現在) | 金 | _____ | 円 |
| (2) 支払済前払金額 (債権譲渡人) | 金 | _____ | 円 |
| (3) 支払済中間前払金及び部分払額 (債権譲渡人) | 金 | _____ | 円 |
| (4) 出来高額 (%) | 金 | _____ | 円 |
| (5) 契約解除違約金 | 金 | _____ | 円 |
| (6) 債権譲渡額 | 金 | _____ | 円 |